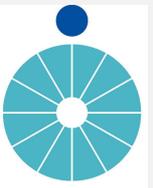


園の管理職及び 幼稚園教諭免許をお持ちの方へ



文部科学省

「教育公務員特例法」及び「教育職員免許法」の改正により令和4年7月1日より教員免許更新制は発展的に解消され7月1日時点で有効（休眠状態含む）な教員免許状は、手続なく、有効期限のない免許状となります。

6月30日までに失効した免許状は、都道府県教育委員会への申請により、再度授与を受けることができます。

また、「いつでも」「誰でも」「どこでも」学び続けられるよう研修のプラットフォームを構築します。

もっと専門性を高めたい

私の免許は休眠なの？



●お問合せ先●

<教員免許更新制に関して>

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教員免許企画室更新係

メールアドレス：menkyo@mext.go.jp

電話：03-5253-4111（内線：3573）



文部科学省ホームページ「7月1日以降の教員免許状の扱いについて」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

<教員研修に関して>

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課
教職員研修係

メールアドレス：kyoikujinzai@mext.go.jp

電話：03-5253-4111（内線：2987）

文部科学省ホームページ「教職員研修資料Webサイト集」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kenshu/mext_00809.html



法律改正の内容は？

趣旨

校長及び教員の資質の向上のための施策をより合理的かつ効果的に実施するため、公立の小学校等の**校長及び教員の任命権者等による研修等に関する記録の作成並びに資質の向上に関する指導及び助言等**に関する規定を整備し、普通免許状及び特別免許状の**更新制に関する規定を削除**する等の措置を講ずる。

主な内容

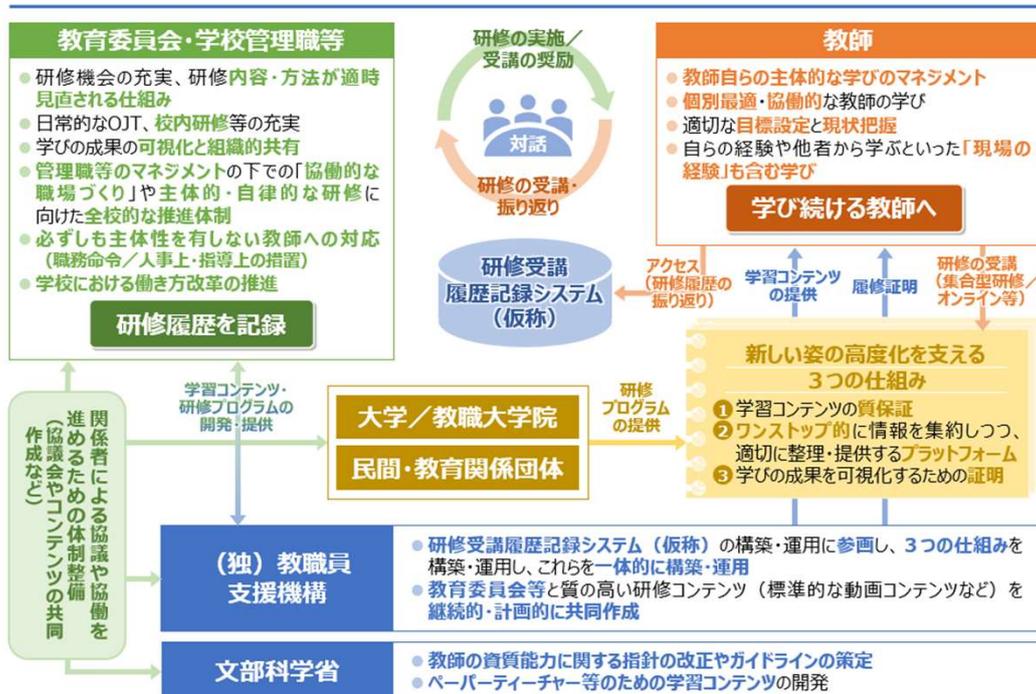
1. 研修記録の作成及び資質の向上に関する指導助言等※下部イメージ図参照 (教育公務員特例法の一部改正) 令和5年4月1日施行

- ①**任命権者は、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成**しなければならない。
- ②**指導助言者は、校長及び教員に対し資質の向上に関する指導助言等を行うものとする。**
その場合に、校長及び教員の資質の向上に関する指標及び教員研修計画を踏まえるとともに、**①の記録に係る情報を活用**する。
- ③指導助言者は、独立行政法人教職員支援機構（NITS）や大学等に情報の提供等の協力を求めることができることとする。
- ④教員研修計画に、資質の向上に関する指導助言等の方法に関して必要な事項を加える。

2. 普通免許状及び特別免許状の更新制に関する規定の削除等 (教育職員免許法の一部改正) 令和4年7月1日施行

- ①普通免許状及び特別免許状を**有効期間の定めのないものとし、更新制に関する規定を削除**する。
- ②施行の際現に効力を有し、改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状には、**施行日以後は有効期間の定めがないものとする**等の経過措置を設ける。

「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿のイメージ



今持っている免許状の扱いは どうなるの？

令和4年7月1日時点で有効な教員免許状（休眠状態のものを含む）は、手続なく、有効期限のない免許状となります。

6月30日以前に有効期限を超過した教員免許状の扱いは下表のとおりです。

新・旧 の別 ※1	有効期限※2時点 での園における 勤務形態	幼稚園又は 幼稚園型 認定こども園 に勤務	幼保連携型 認定こども園 に勤務	教員以外の職 無職
新 免許状	現職教員※3（幼稚園教諭、保育教諭等）	失効	失効	—
	保育補助者等	失効	失効	失効
旧 免許状	現職教員（幼稚園教諭、保育教諭等）	失効	失効	—
	保育補助者等	休眠	休眠	休眠

※1 新免許状・旧免許状とは？

新免許状：教員免許更新制導入後（平成21年4月1日以降）に初めて免許状の授与を受けた方が保有する免許状です

新免許状の券面には「有効期間の満了の日」が記載されています

旧免許状：教員免許更新制導入前（平成21年3月31日以前）に初めて免許状の授与を受けた方が保有する免許状です

※2 免許の有効期限とは？

新免許状：免許状の券面に記載された「有効期間の満了の日」です。

有効期限までに他の免許状を取得した場合、最も遅い日です。

旧免許状：免許状に記載はなく、生年月日によって割り振られた「修了確認期限」が設定されています。「修了確認期限」は文部科学省HPで確認可能です。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm

更新・免除・延長・延期の手続を行った場合、それぞれの証明書に新しい「有効期間の満了の日」「修了確認期限」が記載されています。



※3 現職教員とは？

幼稚園、認定こども園（幼稚園型、幼保連携型）の園長、副園長、教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、講師などです。保育士として働いている方は含みません。

※園によっては職名が上記と異なる場合があります。園長等管理職に御確認ください。

再授与申請はどのように行うの？

以下は一例です。免許状授与の手続方法、必要書類は都道府県教育委員会が定めるため、都道府県や御自身の免許状の取得方法によって**必要書類や手数料、手続方法や期間が異なります**。詳しくは都道府県教育委員会の教員免許担当にお問い合わせください。

手続方法は？

主に①郵送、②対面による方法が選択できます。
都道府県によっては、③インターネットによる電子申請が選択できる場合もあります。

必要書類は？

大学等で修得した単位に基づき取得する場合の書類の例です。
各証明書類は発行から6か月以内のものに限る場合があります。

書類名称	摘要
授与申請書	<ul style="list-style-type: none">窓口（郵送等の場合は都道府県教育委員会のHP）に指定の書類があります
大学、短期大学の卒業証明書 大学院の修了証明書	<ul style="list-style-type: none">卒業、修了した大学等に請求します「卒業証書」ではありませんのでご注意ください
学力に関する証明書	<ul style="list-style-type: none">単位を修得した大学等に請求します「成績証明書」ではありませんのでご注意ください。入学年度、卒業年度により適用される免許法の「新法」「旧法」等の種類があり取扱いが異なります。単位を修得した大学等に御確認ください。
戸籍謄本又は戸籍抄本	<ul style="list-style-type: none">申請時の氏名・本籍地と、各提出書類に記載されている氏名・本籍地が異なる場合に必要となります。

費用や期間は？

都道府県により異なりますが、手数料として3,300円程度、郵送の場合は郵送料等が必要となり、申請書を提出してから約2か月で授与されます。

どこでもできるの？

どの都道府県でも可能ですが、御自身が免許状を授与された都道府県教育委員会に申請すると「再授与」として書類の一部を省略できる場合があります。